

佐賀県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年一月二十一日から平成二十三年二月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
県道 藤川二丈線	唐津市七山藤川字堂原二七 三二番六地先から	唐津市七山白木字平原田二 四七六番三地先まで	四六・四 七・一	四、一三五・八
	唐津市七山白木字野中口一 〇六四番七地先から	唐津市七山白木字野中口一 一四五番一地先まで	三五・四 六・五	三五六・六
	唐津市七山白木字北向二一 〇六番地先から	唐津市七山白木字北向二一 一二番五地先まで	一一・八 三三・〇	一一二二・五
	唐津市七山藤川字堂原二七 三二番六地先から	唐津市七山白木字平原田二 四七六番三地先まで	三六・〇 五・〇	四、二四〇・一
	前	後		